

# 現在の財政事情 歳入2億1千万円こえる 41年度の決算見込みで

町の財政事情が公表されました。この財政状況は、七月一日現在のもので、四十一年度、四十二年度の各会計の状況が発表されたものです。広報では、町の条例の定めるところにより、そのあらましをお知らせいたします。

予算三億二千六百十四万円に対し、収入は五千三百五十八千円、収入率十六・二七%、支出は二千九百二十九千円、支出率八・九〇%です。

## 各会計の決算見込み

四十一年度の各会計の決算見込みは、次のとおりです。

### 国民健康保険会計

予算六千六百八十八千円に対し、収入は九百六十六万三千円、収入率十五・九二%、支出は八百八十八千円、支出率十三・三三%です。

### 国民健康保険会計

歳入五十七万五千七百七十七円、歳出五十八万四千四百一十円、差引五十六万四千四百一十円、これを被保険者一人当たりで比較してみますと、保険料は千七百五十円、年間受診料は千七百五十円、年間負担分は千七百五十円、うち国庫負担二千五百八十六円、被保険者負担分二千三百七十七円、国庫負担分五十一円)になり

## 42年度 収入支出の状況

六月三十日現在の各会計の収入支出の状況は、次のとおりです。

歳入五十七万五千七百七十七円、歳出五十八万四千四百一十円、差引五十六万四千四百一十円、これを被保険者一人当たりで比較してみますと、保険料は千七百五十円、年間受診料は千七百五十円、年間負担分は千七百五十円、うち国庫負担二千五百八十六円、被保険者負担分二千三百七十七円、国庫負担分五十一円)になり

## 財産と借金

◎土地 195万6,934㎡  
◎建物 2万2,499㎡  
◎積立金・基金 1,481万1,264円  
◎公債 6,149万3千円  
一般会計

## 住民と税などの状況

四十一年度決算見込み、四十二年予算で比較すると、別表のとおりです。

項目	町税総計		町民税		固定資産税		軽自動車税		たばこ消費税	
	1人当り	世帯当り	1人当り	世帯当り	1人当り	世帯当り	1人当り	世帯当り	1人当り	世帯当り
41	3,287	16,567	603	3,041	1,446	7,290	249	1,256	706	3,560
42	3,476	17,520	603	3,038	1,515	7,637	257	1,298	863	4,349

項目	電気ガス税		木引・鉱産税		地方交付税		歳入合計		歳出合計	
	1人当り	世帯当り	1人当り	世帯当り	1人当り	世帯当り	1人当り	世帯当り	1人当り	世帯当り
41	264	1,329	18	91	5,507	27,755	15,496	78,096	14,144	71,288
42	227	1,142	11	54	5,518	27,814	23,453	118,209	23,453	118,209

税等の住民に対する状況  
人口一人当り、世帯一、世帯当りを、四十一年度は決算見込み額、四十二年度は予算額で、それぞれ比較すると、右表のとおりです。対象となった人口は一三、九〇六人、世帯は二、七五九世帯



## 秋の全国交通安全運動

10月22日～10月31日まで

秋の全国交通安全運動が、十月二十二日から三十一日まで実施されます。この数字は昨年全国各地で起きた交通事故の件数、死者、けが人の数です。全国では毎日五分おきに六件交通事故が起き、五人の人が死ぬかけがをして

おられます。群馬県の総人口は約一六〇万ですから三年の間に、群馬県に住んでいる全部の人が死んだりけがをするという計算になります。このようないたまたまい交通事件をなくすために、歩行者は歩行者としてのルールを、運転者は運転者としてのルールを守り、不幸な人たちが出ないように、じゅうぶん気を付けましょう。

①歩行者のかたに  
②歩行者のときは右側端を一路で歩く。  
③道路上での立ち話や酒に酔って歩かない。  
④道路横断するときは、手をあげ左右の安全を確認してから急いで渡る。  
⑤とび出し、車の直前、直後や斜め横断はしない。  
⑥道路を横断するときは、横断歩道を渡る。  
⑦信号機のある場所では、必ず信号に従って横断する。  
⑧横断する際、手をあげるのは、運転者に横断の意志を伝えるためであるから、はっきりとわかるようにあげる。(手をあげさえすればどこを横断してもよいという考えは改めること。歩行者に優先権があるのは、横断歩道と交差点、およびその直近だけです。)

①横断歩道に横断歩道者がいるときは、横断歩道の手前で一時停止する。  
②横断歩道の手前(五メートル以内)で駐車や停車をしない。  
③監視者の付き添わない児童・幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は歩行をさまたげないようにする。  
④酒飲み、速度の出し過ぎ、無理な追越し運転をしない。

①自転車に乗るかたに  
②左側端を一路で進行する  
③右折、左折する際は手の合図をするとともに後方を確認する。  
④ふたり乗り(乗車装置を除く)をしない。  
⑤無灯火、ブレーキのきかないものや後部反射器のないものは乗らない。  
⑥信号機のある交差点で右折するときは、二次進行する。  
⑦商店、一般の人に道路へ商品を出さない。  
⑧側溝も道路の一部です。側溝へ物を置かない。  
⑨長時間危険な場所へ車を駐車しない。  
⑩買物等で自転車を路上に置くときは、道路側端にきちんとならべる。

## 悪質違反には仮停止 十一月から道路交通法改正

道路交通法の一部が改正され、十一月一日から実施されます。これは、交通事故の防止および交通違反の処理の合理化をねらいとするもので、改正されたおもなものは、次のとおりです。

①横断歩行者を保護するため、横断歩道の直前で前の車が停車しているときは、一時停止をしなければなりません。また、横断歩道の手前三十メートル以内では、追越しはもちろん、追抜き(進路を変えず直進のまま前の車を追い抜くこと)も禁止されます。なお、これら

は、交通整理の行なわれている横断歩道には適用されません。

②積載制限違反の罰則が、従来の三万円以下の罰金から、三か月以下の懲役または三万円以下の罰金になりました。また、安全運転管理などが積載制限違反の運転を命じたり、容認したりすることが禁止され、違反者は三万円以下の罰金が適用されます。

③大型自動車の資格年齢が十八歳から二十歳に引き上げられるとともに、軽自動車(二輪を除く)以上の運転経験が二年以上の者でなければなりません。

④悪質重大事故を起こした者については、警察署長が免許の効力を二十日間仮停止することができるようになりました。なお、仮停止を受けた期間は、免許の取消し、停止を受けた場合の期間に算入されます。

⑤大量に発生している交通違反の処理の効率化のため、交通反則金制度を新設しました。この制度によると、比較的軽い違反だけを反則行為とし、反則行為をした者は通告によって一定期間

## 国民体育大会 へ三名が出場

国民体育大会(略称国体)秋の大会は10月22日から埼玉県下各地で開催されます。この大会に群馬県代表の精鋭も出場しますが、そのなか

## 自作農資金

最高100万まで貸付  
昭和三十年に創設された自作農資金制度は、現在県下で約八千五百人の農家の人たちがこの制度を利用して

自作農資金とは、①農地等取得資金(農地または採草放牧地を取得して農業経営の改善ならびに安定を図るための資金)、②自作農維持資金(農地の細分化を防止するための資金)の三つから成り立っております。

このうち、「農地等取得資金」については次に説明します

①借入れのできる人  
農業を主な業務とする人で農地または採草放牧地を取得して農業経営の規模拡大ならびに農業経営の安定を図ろうとする人

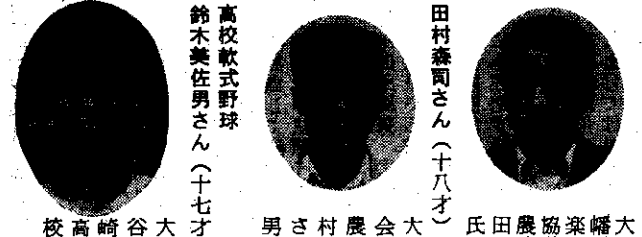
②貸付額  
一農家当り最高百万円(農業生産法人の場合は四百万円) (ただし、昭和三十八年四月一日以降農林漁業金融公庫からの資金を既に借り入れの借り入れられている残額を差し引いた額)

## 郵便貯金で住みよい郷土を

リスのユーちゃんやで親しまれている郵便貯金は、みなさんの協力をいただき、その現在高は三兆五千億円を突破しました。みなさんから預けられたお金は、大蔵省資金運用部を通じて、国づくり、町づくりのために役立っております。

当甘楽町も秋畑小学校、第一中学校、那須分校の校舎建設、また林道改良事業費等に約千五百三十万円も融資され、甘楽町の発展のために寄与されています。

「住みよい郷土をつくるため」に利子のよい郵便貯金をよりいっそうご利用くださるようお願いいたします。



高校軟式野球 鈴木美佐男さん(十七才) 大字庭 谷、高崎商業 高等学校 三年  
山田章さん(十九才) 大字小 崎、甘楽町農協 協働員 農山漁業 田秀夫 氏長男  
田村泰司さん(十八才) 大字森 会社員 農業者 村啓一 さん長男



祝日には国旗を  
心配ご相談所は、毎月五日(いままでは三日)になりました。

米の価格改正  
十月一日から、米の品目と価格が次のように改正されました。(単位はいずれも精米十キログラムにつき)  
▽うるち米Ⅱ内米、家庭用千三百九十円、業務用千四百五十円、業務用千二百三十円  
▽もち米Ⅱ水稲もち米、千七百五十円、陸稲もち米、千六百三十円  
▽雑用米Ⅱ九百七十円  
業務用は米販提供業者に対する配給米です。

米の価格改正  
十月一日から、米の品目と価格が次のように改正されました。(単位はいずれも精米十キログラムにつき)  
▽うるち米Ⅱ内米、家庭用千三百九十円、業務用千四百五十円、業務用千二百三十円  
▽もち米Ⅱ水稲もち米、千七百五十円、陸稲もち米、千六百三十円  
▽雑用米Ⅱ九百七十円  
業務用は米販提供業者に対する配給米です。

米の価格改正  
十月一日から、米の品目と価格が次のように改正されました。(単位はいずれも精米十キログラムにつき)  
▽うるち米Ⅱ内米、家庭用千三百九十円、業務用千四百五十円、業務用千二百三十円  
▽もち米Ⅱ水稲もち米、千七百五十円、陸稲もち米、千六百三十円  
▽雑用米Ⅱ九百七十円  
業務用は米販提供業者に対する配給米です。

米の価格改正  
十月一日から、米の品目と価格が次のように改正されました。(単位はいずれも精米十キログラムにつき)  
▽うるち米Ⅱ内米、家庭用千三百九十円、業務用千四百五十円、業務用千二百三十円  
▽もち米Ⅱ水稲もち米、千七百五十円、陸稲もち米、千六百三十円  
▽雑用米Ⅱ九百七十円  
業務用は米販提供業者に対する配給米です。

米の価格改正  
十月一日から、米の品目と価格が次のように改正されました。(単位はいずれも精米十キログラムにつき)  
▽うるち米Ⅱ内米、家庭用千三百九十円、業務用千四百五十円、業務用千二百三十円  
▽もち米Ⅱ水稲もち米、千七百五十円、陸稲もち米、千六百三十円  
▽雑用米Ⅱ九百七十円  
業務用は米販提供業者に対する配給米です。

米の価格改正  
十月一日から、米の品目と価格が次のように改正されました。(単位はいずれも精米十キログラムにつき)  
▽うるち米Ⅱ内米、家庭用千三百九十円、業務用千四百五十円、業務用千二百三十円  
▽もち米Ⅱ水稲もち米、千七百五十円、陸稲もち米、千六百三十円  
▽雑用米Ⅱ九百七十円  
業務用は米販提供業者に対する配給米です。

米の価格改正  
十月一日から、米の品目と価格が次のように改正されました。(単位はいずれも精米十キログラムにつき)  
▽うるち米Ⅱ内米、家庭用千三百九十円、業務用千四百五十円、業務用千二百三十円  
▽もち米Ⅱ水稲もち米、千七百五十円、陸稲もち米、千六百三十円  
▽雑用米Ⅱ九百七十円  
業務用は米販提供業者に対する配給米です。

米の価格改正  
十月一日から、米の品目と価格が次のように改正されました。(単位はいずれも精米十キログラムにつき)  
▽うるち米Ⅱ内米、家庭用千三百九十円、業務用千四百五十円、業務用千二百三十円  
▽もち米Ⅱ水稲もち米、千七百五十円、陸稲もち米、千六百三十円  
▽雑用米Ⅱ九百七十円  
業務用は米販提供業者に対する配給米です。